

正副会長の活動状況

他団体からの委託事業の受託とeラーニング用コンテンツの充実

日本弁理士会副会長 八木 秀人

1. はじめに

執行役員会は原則として毎週火曜日に開かれます。全く予想だにしない問題を含めて執行役員会上がる議案や報告の賑やかなこと、これら全てに対し迅速かつ適格な対応が必要となります。この場をかりて、執行部が進めています年度当初の事業計画にはない新規事業（他団体からの委託事業の受託）と、eラーニングシステムで配信するコンテンツの充実化等について報告します。

2. 科学技術振興機構（JST）からの委託事業の受託

文部科学省系列の独立行政法人に科学技術振興機構（JST）という団体があります。JSTは、予算1,130億円、職員471人、研究者3,000人で、日本の科学技術の振興を図るという使命のもとに種々の事業を行っており、その事業の1つに、インターネットを介して国民（主には技術者）に先端技術を含む様々な技術内容のコンテンツを配信する技術者Web学習システム（Webラーニングプラザ）があります。本会は、JSTから知財関連のコンテンツ、仮称「技術者のための知的財産入門」の制作を委託事業として受託してほしい旨の依頼があったことを受けて、監督官庁である特許庁に相談の上、この委託事業を進めています。なお、本会は、総会の承認のない事業（5月の総会で承認された事業計画にはない事業）をすることは原則できませんが、このJSTの委託事業を受託する場合のように、早急に行う必要がある場合には、後に総会の承認を得ることは勿論ですが、総会前であっても実行することがむしろ望ましいと考えられます。

即ち、JSTの希望する納期に間に合わせるためには、コンテンツの制作をすぐに開始する必要があるが臨時総会まで待てませんし、時期を失する（本年度に本会が制作を受託しない）と、次年度以降に同様の依頼があるとは限りません。また、国内唯一の知財専門家集団である本会に依頼があったことは、本会にとって名誉なことですし、この事業は、本会の目的・使命（弁理士法1条、56条2項）による

社会貢献事業（会則3条6項）に該当し、推進計画2006の第5章「知的人材育成」に関連する事業の一環でもあり、文部科学省との連携のさらなる強化にもつながると考えられます。

そこで、監事会や常議員会の委員会等において新規事業の早急なる受託の必要性を理解していただくとともに、8月31日開催の常議員会における「JSTの委託事業の受託費に関する予算外支出の承認」を経て、コンテンツの制作事業に取りかかることになりました。

3. eラーニングシステムで配信するコンテンツの充実

昨年度構築されたeラーニングシステムは、本年度4月から3本のコンテンツを配信できる形態で稼動し、8月からは新たに15本のコンテンツが追加されました。しかし、コンテンツの数としてはまだまだ少なく、興味あるコンテンツを「いつでもどこでも何度でも見られる」という本会の目指すデータライブラリとはいいいないので、研修所では、会員が興味をもつタイムリーでホットな内容のコンテンツを1本でも多く増やす努力をしています。また、前記したJSTの保有する先端技術関連のコンテンツを本会が借り受けることや、日米間での知財関連コンテンツの相互交換についても前向きに取り組んでいます。

4. 弁理士報酬の透明性への対応

弁理士報酬の透明性を高めるために、会則に報酬規定を新設し、会令にその説明責任を具体的に示すという、会則改正を進めています。また、ユーザーが弁理士報酬の実態を知るには、本会のホームページに公表されている「弁理士報酬のアンケート結果」が参考になりますが、この「アンケート結果」には、ADR等の新規業務やタイムチャージや顧問料等といった多くの業務上の項目が不足していることから、これらの不足項目についての追加アンケートを行って、会員及びユーザーに公表する「報酬についてのアンケート結果」を年度内に充実させる予定です。